

# 延長保証規定

本書は、本書に記載された住宅(以下「本住宅」といいます)に付属する本書に記載された製品(以下「本製品」といいます)につき、延長保証期間中に故障が発生した場合、以下の条項に基づいて、ただし以下の条項に定めが無い場合、又は不明確な場合は、メーカー保証書に記載されている内容に基づいて、無料修理を行うことを約束するものです。

1. 延長保証期間中に、本製品の取扱説明書および本体貼付ラベル等の注意書に従った正常な使用状態で本製品に保証対象となる故障が生じた場合は、本書記載の延長保証サービス会社(以下「保証サービス会社」といいます)のエスリード管理(株)(06-6345-1840)に修理をご依頼下さい。なお、保証サービス会社の了解を得ず直接修理を依頼された場合は、本保証の対象となりません。
2. 次の場合は、保証サービス会社にすみやかにご連絡下さい。
  - (1) 延長保証期間終了前に第三者へ本住宅を譲渡された場合。
  - (2) 本製品に対する代替品がメーカーより提供された場合。

前各項に関してご連絡がない場合は延長保証期間中であっても、本保証の対象とならない場合がありますのであらかじめご了承下さい。
3. 保証サービス会社の判断により、同機種または同等品の提供をもって修理に替え、当該製品に対する保証を終了させることができます。
4. 次の場合は延長保証期間中でも本保証の対象とはなりません。
  - (1) 保証サービス会社以外に修理を依頼された場合。
  - (2) 本書のご提示がない場合。
  - (3) 本書に所定事項の記載がない場合、または記載された字句が書き替えられたり、書き加えられた場合。
  - (4) 本製品が本住宅外に移設された場合。
  - (5) 本製品のメーカー保証書において保証の対象となる故障または損傷。
  - (6) 本製品の部品交換を伴わない調整および手直し修理。
  - (7) パッテリー、パッキング等の消耗品の交換である場合。
  - (8) 本製品の付属品、ソフトウェア、周辺機器、アクセサリー等本製品の本体以外の製品に生じた故障または損傷。
  - (9) 本製品の付属品、ソフトウェア、周辺機器、アクセサリー等本製品の本体以外の製品の故障に起因した故障または損傷。
  - (10) 本住宅引き渡し後の取付場所の移動、落下等によって生じた本製品の故障または損傷。
  - (11) 一般家庭用以外(例えば業務用の使用等)での使用によって生じた本製品の故障または損傷。
  - (12) 直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる事由によって生じた本製品の故障または損傷。
    - ① 本製品の不適切な使用または維持、管理。
    - ② 使用上の誤りまたは不当な修理、改造。
    - ③ 指定外の電圧・燃料や不純燃料の使用、あるいは地方条例に基づく上水道以外の水の使用に起因するもの。
    - ④ 自然の消耗・摩滅・さび・かび・むれ・腐敗・変質・変色・砂の混入やごみかみ・その他類似の事由。
    - ⑤ 地震・噴火・津波・地盤変動・地盤沈下・風害・水害・凍結・その他天災ならびにガス害・塩害・公害および異常電圧・異常ガス圧・異常水圧・異常温度、燃料・給水の供給事情によるもの。
    - ⑥ 火災・落雷・破裂・爆発または外部からの物体の落下・飛来・衝突もしくは倒壊等の偶然かつ外来の事由。
    - ⑦ 動・植物に起因するもの。
    - ⑧ 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同様とします)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故。
    - ⑨ 戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱・その他類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団行動によって全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます)。
  - (13) 本製品の取付にかかる配線・配管工事の不良、あるいは本製品の据付不良に起因するもの。
  - (14) 本製品のメーカーがリコール宣言を行った後のリコール原因となった部位にかかる本製品の修理。
  - (15) 修理のご依頼が延長保証期間の末日後になされた場合。
5. 次の損害は本保証の対象とはなりません。
  - (1) 本製品の故障または損傷に起因して生じた身体障害(障害に起因する死亡を含みます)。
  - (2) 本製品の故障または損傷に起因して他の財物(ソフトウェアを含みます)に生じた故障もしくは損傷等の損害。
  - (3) 本製品の故障または損傷に起因して、本製品、その他の財物が使用できなかったことによって生じた損害。
6. 離島および遠隔地への出張修理を依頼される場合は、その出張に要する実費を申し受けます。
7. 保証サービス会社は本製品のメーカー、販売者、輸入者、加工業者ではなく、製造物責任法第3条の責に任するものではありません。
8. 本保証は日本国内においてのみ有効です。
9. 故障および損害の認定等について保証サービス会社と使用者の間で見解の相違が生じた場合は保証サービス会社を通じて中立的な第三者の意見を求めることがあります。
10. この保証書によって、お客様の法律上の権利を制限するものではありません。